

土木学会
情報利用技術委員会

委員会内規

平成 20 年 6 月

土木学会

情報利用技術委員会内規

(目的)

第1条 情報利用技術委員会（以下、委員会という）は土木学会の目的に従い、土木工学の分野で取り扱われている各種の情報利用技術に関する課題の研究、調査およびこれらの推進を行い、もって、土木界における情報の有効な利用を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は上記の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 土木分野における情報利用技術に関する調査・研究
- (2) 土木分野における情報利用技術に関する研究実績および資料の収集・発表
- (3) 土木分野における情報利用技術に関する刊行物の企画・編集
- (4) 講演会、講習会、シンポジウム、研修会、見学会の開催
- (5) 土木分野における情報利用技術に関する国内および国外の学協会との研究連携
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

(存続期間)

第3条 存続期間は土木学会委員会規程第2条によるものとする。

(構成)

第4条 委員会の組織は、以下のとおりとする。

- (1) 委員会に、下部組織として、幹事会、小委員会をおく。また、必要に応じて、最大2年の期限を附した特別小委員会を設置できるものとする。
- (2) 小委員会等の設置は、土木学会委員会規程 第6条（小委員会等）による。

2. 委員会組織の構成員は、以下のとおりとする。

- (1) 委員会組織に属する構成員を委員とよぶ。
- (2) 委員会は、委員長1名と常任委員50名程度により構成する。
- (3) 委員会には、必要に応じ、委員長を補佐して小委員会の活動を側面から支援するために、副委員長をおくことができる。
- (4) 幹事会は、幹事長1名と幹事6名程度により構成する。
- (5) 小委員会（特別小委員会を含む）は、小委員会委員長（以下「小委員長」という）1名と小委員会委員最大80名程度により構成する。
- (6) 各組織の構成員は、兼務可能とする。
- (7) 委員会に、顧問をおく。顧問は、委員会の活動に対し、助言を行う。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長の選出方法・任期は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長候補者は、常任委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、委員会が委員長候補者を理事会に諮り、理事会の承認に基づき会長が委嘱する。
- (3) 委員長の任期は1期2年とし、重任しないものとする。
- (4) 委員長の任期の区切りは、原則として通常総会とする。
- (5) 任期終了後、新しい委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して行うこととする。

2. 委員長以外の委員等の選出方法・任期は、以下のとおりとする。

- (1) 副委員長、常任委員、幹事長および小委員長の選出は、委員長の推薦または公募によることとし、本会議の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 幹事の選出は、幹事長の推薦または公募によることとし、運営会議の承認を得て会長が委嘱する。
- (3) 小委員会委員の選出は、小委員長の推薦または公募によることとし、運営会議の承認を得て会長が委嘱する。
- (4) 顧問の選出は、委員会の発展に多大の貢献をした者の中から委員長が推薦し、本会議の承認を得て会長が委嘱する。
- (5) 委員長以外の委員（副委員長、常任委員、顧問、幹事長、幹事、小委員長、小委員会委員）の任期は1期2年とし、重任は妨げない。ただし、幹事長、小委員長の重任は2期までとする。また、幹事は、幹事長の交代にあわせて、少なくともその半数を改選する。
- (6) 委員の任期の区切りは、原則として通常総会とする。
- (7) 任期途中で委員を交代する場合、後任委員の任期は前任委員の残余期間とする。

(運営)

第6条 委員会の運営は、以下のとおりとする。

- (1) 委員会の最上位の会議を本会議とよぶ。
- (2) 本会議は、委員長が招集する。
- (3) 本会議は、委員長、副委員長、常任委員、幹事長および小委員長で構成する。ただし、委員長は、必要に応じて、本会議の議案審議に必要な者を出席させることができる。
- (4) 本会議は年2回（原則として、6月、10月）開催とする。ただし、必要に応じて、臨時本会議を開催することができる。
- (5) 委員長は、必要に応じて、文書をもって本会議構成員の意見を徴し、本会議の開催に代えることができる。この場合、委員長は、その結果を本会議構成員に通知しなければならない。
- (6) 顧問は本会議に出席できる。
- (7) 委員会の運営に関わる事項を検討する会議を運営会議とよぶ。
- (8) 運営会議は、幹事長が招集する。
- (9) 運営会議は、委員長、副委員長、幹事長、小委員長および幹事で構成する。ただし、幹事長は、必要に応じて、運営会議の議案審議に必要な者を出席させることができる。
- (10) 運営会議は年4回（原則として、7月、9月、1月、4月）開催とする。ただし、必要に応じて、臨時運営会議を開催することができる。
- (11) 幹事長は、必要に応じて、文書をもって運営会議構成員の意見を徴し、運営会議の開催に代えることができる。この場合、幹事長は、その結果を運営会議構成員に通知しなければならない。
- (12) 常任委員は運営会議に出席できる。
- (13) ここに定める以外の運営については、「情報利用技術委員会運営細則」による。

2. 委員長は、定められた時期に、土木学会委員会規程 第9条（平成17年6月21日改正）の規定およびJSCE2005に基づく各部門自己評価を反映した翌年度の「事業計画および予算」を作成し、部門担当理事を経て会長に提出する。
3. 委員長は、当該年度終了後速やかに、土木学会委員会規程 第10条（平成17年6月21日改正）の規定およびJSCE2005に基づく各部門自己評価を含めて「事業報告」を作成し、部門担当理事を経て会長に報告する。
4. 委員会は、土木学会委員会規程 第8条（平成17年6月21日改正）の規定に従って、事業の成果を理事会に報告するとともに、会員等に公表する。

（事務局の支援）

第7条 本委員会の担当事務局は研究事業課とし、事務局の支援内容は『JSCE2000 7.2.3 事務処理の支援範囲の明確化』に基づいて事務処理を行うこととする。

（内規の変更）

第8条 本内規の変更は、理事会の承認により行う。

附則

- （1）本内規は、委員会の機構改革に伴い、「土木学会情報利用技術委員会内規（平成18年6月改定版）」を変更したものである。
- （2）本内規は、平成20年6月16日から施行する。